

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科と信州大学大学院医学系研究科との
学術連携に関する協定書

早稲田大学大学院スポーツ科学研究科（以下「甲」という。）と信州大学大学院医学系研究科（以下「乙」という。）は、スポーツ医科学分野における教育活動、研究活動などに関し、互いに支援・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲および乙は、スポーツ医科学分野において、教育活動、研究活動、社会貢献活動など、双方が互恵の精神に基づき、本協定及び別途締結する契約、覚書その他の書面により定められた事項につき、かかる書面の条件に従い、連携および協力することを目的とする。

（連携事項）

第2条 本協定に基づき甲および乙が行う連携事業の内容は、連携協力分野の研究活動を通じて、学生・教員の交流を深め、相互作用によるスポーツ医科学分野の発展を目的とした次の各号に規定される事項、および今後合意され、書面により、確認された事項のとおりとする。

- 一 中・高齢者のための健康増進に関する研究
- 二 中・高齢者のための個別運動処方システムの構築
- 三 その他甲および乙が必要と認めた事項

2 前項に掲げる連携事業の実施に係る詳細については、甲および乙の間で協議の上、別途覚書にて定めることとする。

（知的財産の取扱い）

第3条 甲および乙の両機関による協力の結果生じた知的財産権の帰属は、双方協議の上、決定するものとし、必要に応じて別途覚書を締結するものとする。

（個人情報の取扱い）

第4条 甲および乙は、本協定に基づき知り得た個人情報を、第三者に開示、漏洩してはならない。ただし、次の各号の一に該当する場合については、この限りではない。かかる義務は、本協定終了後も存続するものとする。

- 一 本人の書面による事前の同意があるとき
- 二 法令が許容または義務付けるとき
- 三 個人の生命、身体または財産の安全を守るために緊急的必要があるとき
- 四 公的機関からの情報提供依頼があるとき

（機密情報の保持）

第5条 甲および乙は、文書、口頭、電磁的記録媒体等のいずれの方法によるかを問わず、相手方から開示された図面・データ・仕様書等の資料、ノウハウ・アイデア等の営業上、技術上の情報またはサンプル等の物品のうち、秘密であることが明示されたものについて、厳に秘密を保持するものとし、本協定の目的以外にこれを用いてはならず、また、事前に相手方の承諾を得ずにこれを第三者に開示漏洩してはならない。文書以外の方法によって相手方に開示した上記資料、情報等については、開示後7日以内に秘密であることを相手方に通知しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号の一部に該当する情報には適用しない。

- 一 相手方から知得する以前に既に所有していたもの。
- 二 相手方から知得する以前に公知のもの。
- 三 相手方から知得した後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。
- 四 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知得したもの。

3 前2項の規定は本協定終了後についても存続する。

(損害賠償)

第6条 甲および乙は、本協定の履行に際し、自らの責に帰すべき事由によって相手方に損失・損害を与えた場合、相手方に対しこれを直接損害(間接損害、結果損害を含まない)にかぎり賠償の責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第7条 本協定書に定めのない事項、または本協定書の解釈に疑義を生じた事項については、双方協議の上これを決定する。

(通知)

第8条 本協定にかかる通知(本協定にかかる変更、報告、解除、申出、承諾等を含むがそれらに限られない)は、別途各当事者が書面により指定した場所に対し、書面(指定した場所として、ファクシミリ番号や電子メールアドレスが記載された場合は、ファクシミリや電子メールによる場合を含む)により行う。ただし、ファクシミリによる場合は、原本を送付するものとする。
2 通知は、実際に受領した時点で効力を発生する。ファックスによる通知は、原本が相当な期間内に送付されることを条件として、受信者の受信記録に記載された日時に効力を生じるものとする。電子メールによる場合、受領確認が電子メールで返信された場合に限り、本条の通知としての効力を発生する。ただし、本協定の変更・解除・譲渡に関しては、電子メールによることができない。

(信義誠実の原則)

第9条 本協定は、甲および乙が対等な立場における合意に基づいて締結するものであり、甲および乙は、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(協定の期間)

第10条 本協定書は双方の署名により発効し、平成24年4月27日から平成25年3月31日までの期間を有効とする。
2 有効期限の3ヵ月前までに、甲または乙から、有効期間終了の意思表示がない限り、1年間延長し、以降も同様とする。

(協定の変更・終了・譲渡)

第11条 本協定は、甲および乙の両当事者の合意なく、変更又は終了できないものとする。
2 本協定上の地位を第三者に譲渡することはできないものとする。

(裁判管轄)

第12条 甲および乙は、本協定および個別契約に関して、訴訟の提起、調停の申し立て等の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を、訴額の如何にかかわらず、専属的な第一審合意管轄裁判所とすることに合意する。

上記協定の成立を証するため、本協定書を2通作成し、甲および乙が記名押印の上、双方各1通を保有するものとする。

平成24年4月27日

長野県松本市旭3-1-1
信州大学大学院医学系研究科

研究科長

福嶋



埼玉県所沢市三ヶ島2-579-15
早稲田大学大学院スポーツ科学研究科

研究科長

中村好

